

桂川町子ども・子育て支援に関する ニーズ調査結果の概要



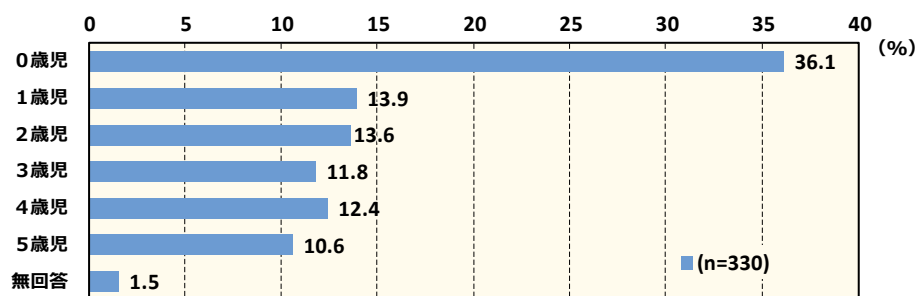
調査の概要

調査の目的	国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。 これを受けて、本調査は、平成27年度を初年度とする『桂川町子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、町民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「桂川町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。	
区 分	就学前児童調査	小学生児童調査
調査対象者	就学前児童全員の保護者	小学校1年～6年の全児童の保護者
調査方法	町内の幼稚園や保育所に通っている児童については、幼稚園、保育所で配布・回収し、それ以外の児童については、郵送による配布・回収を実施	町内の小学校に通っている児童については、小学校で配布・回収し、それ以外の児童については、郵送による配布・回収を実施
調査期間	平成25年12月6日～12月20日(12月31日)	平成25年12月6日～12月20日(12月31日)
回収状況	配布数 567 回収数 330 回収率 58.2%	配布数 511 回収数 301 回収率 58.9%

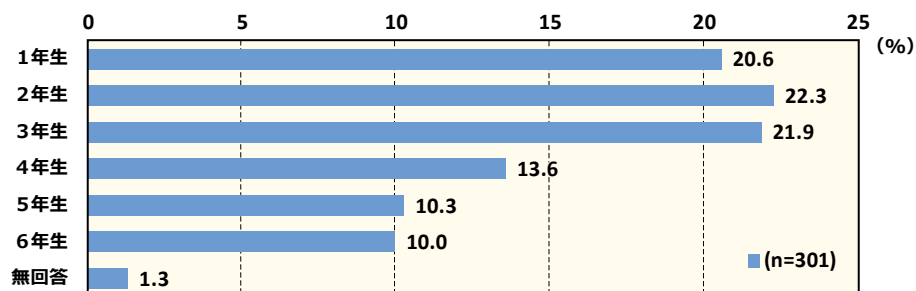
※「調査期間」の()内は最終締切日

対象児童・生徒の年齢構成

就学前児童



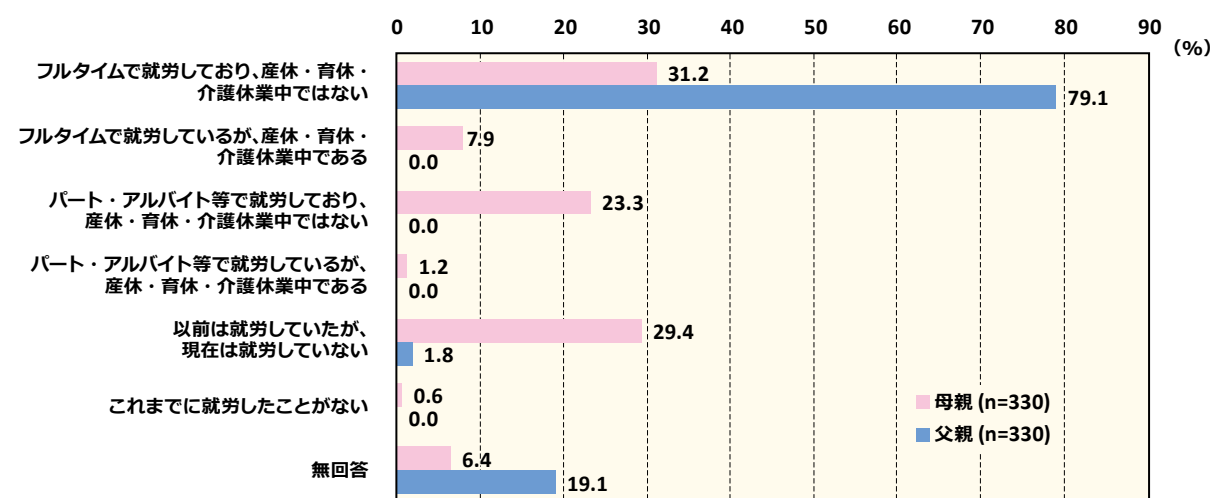
小学生児童



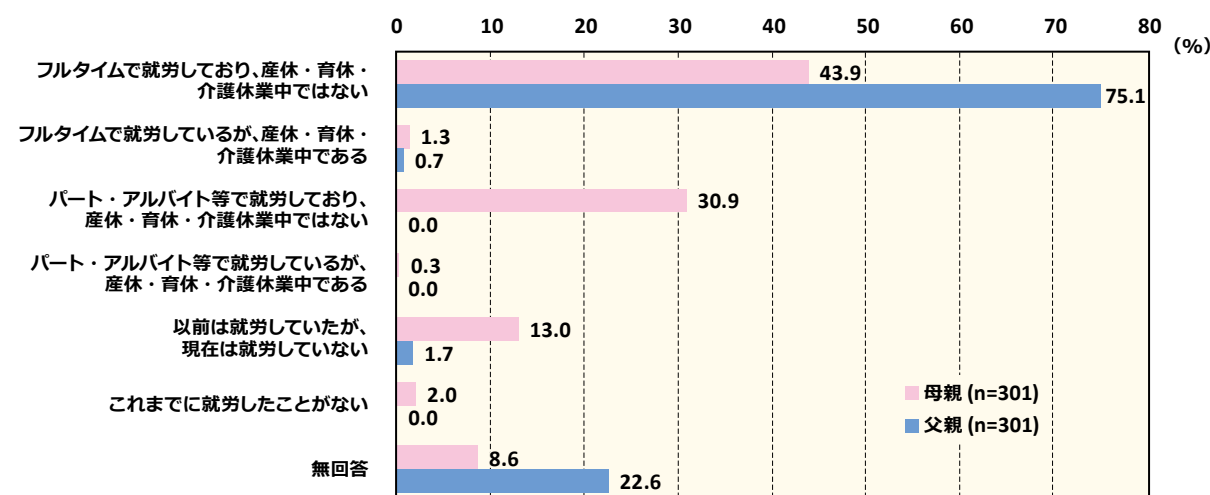
母親・父親の就業形態

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が「就学前児童」で 31.2%、「小学生」で 43.9%と最も高く、ついで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がそれぞれ 23.3%と 30.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 29.4%と 13.0%となっています。「小学生」になるとフルタイム等に関わらず、就労率は相対的に高くなっています。

就学前児童



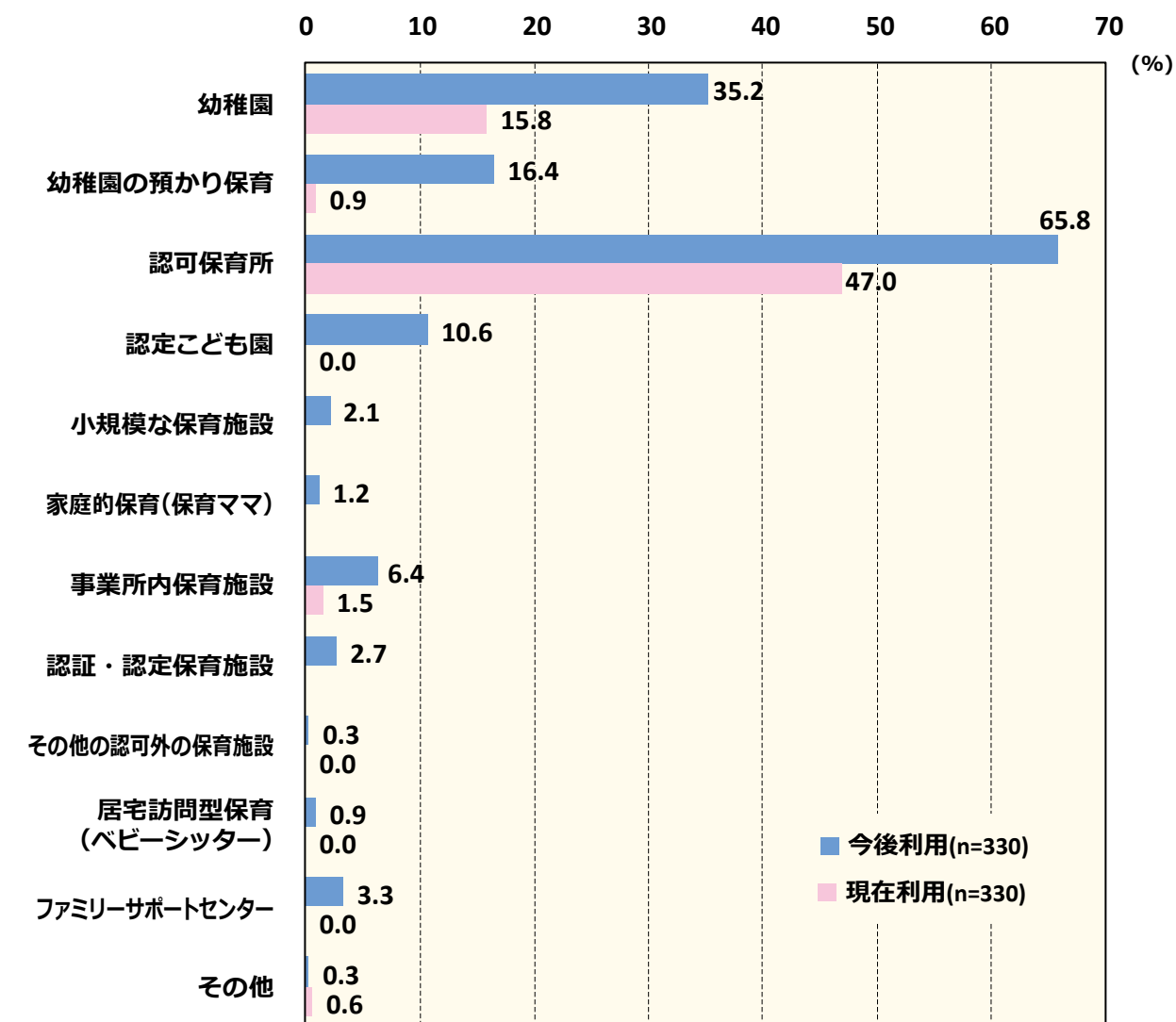
小学生児童



幼稚園、保育所等の利用状況と今後の利用希望

現在の利用状況、今後の利用希望ともに、「認可保育所」が最も高く、ついで、「幼稚園」となっています。今後の利用希望で大きく伸びたものは、「認定こども園」となっています。

就学前児童

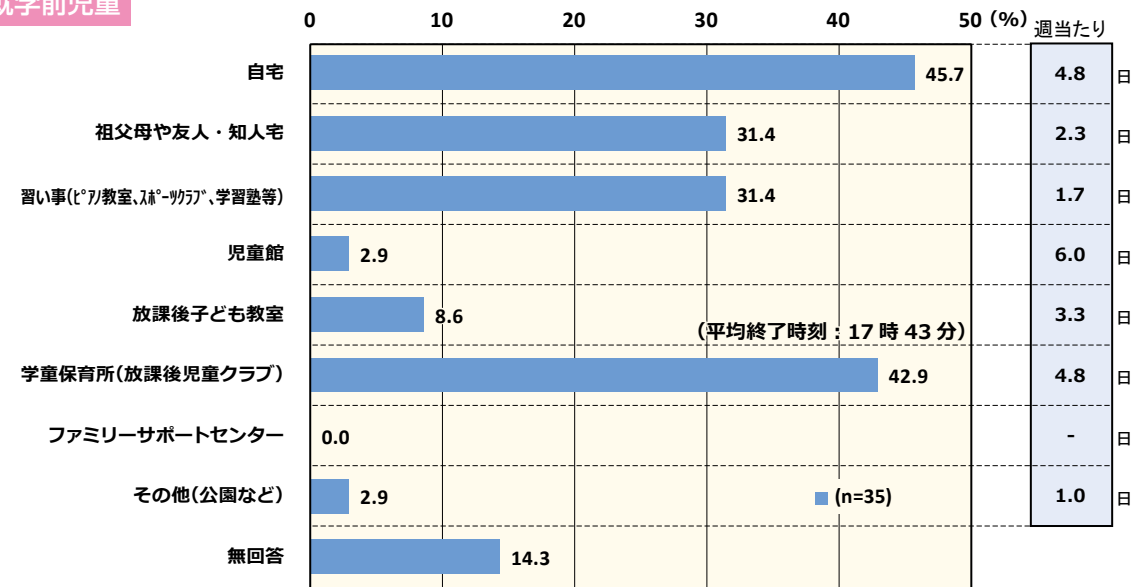


放課後児童クラブについて

【平日の放課後の過ごし方（低学年の時）】

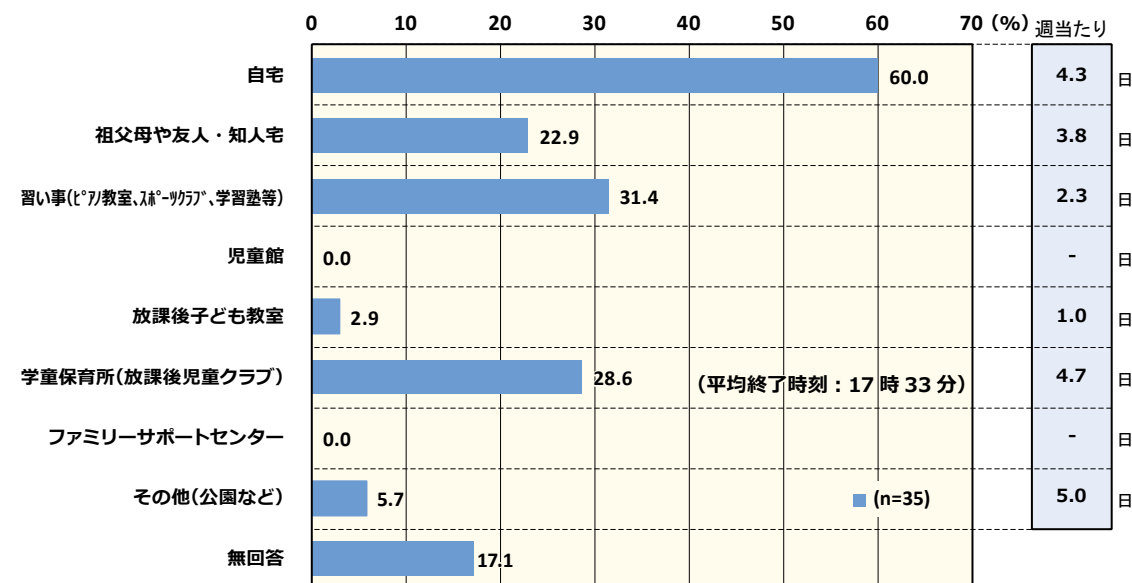
小学校低学年時に平日の放課後を過ごさせたい場所については、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が42.9%で4割程度が希望しており、週当たり4.8日となっています。

就学前儿童



【平日の放課後の過ごし方（高学年の時）】

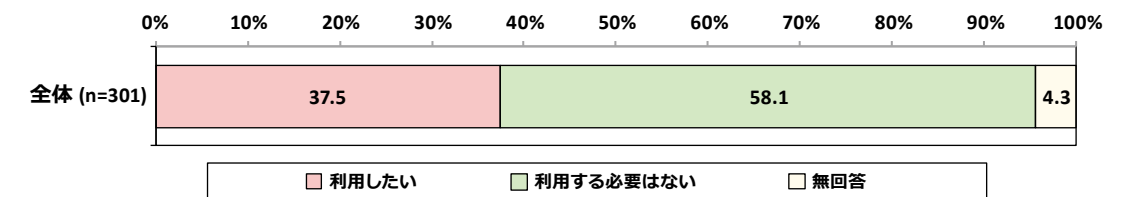
小学校高学年時に平日の放課後を過ごさせたい場所については、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 28.6%で週当たり 4.7 日となっています。低学年時に比べると、「学童保育所（放課後児童クラブ）」を希望する割合が 14.3 ポイント低くなっています。



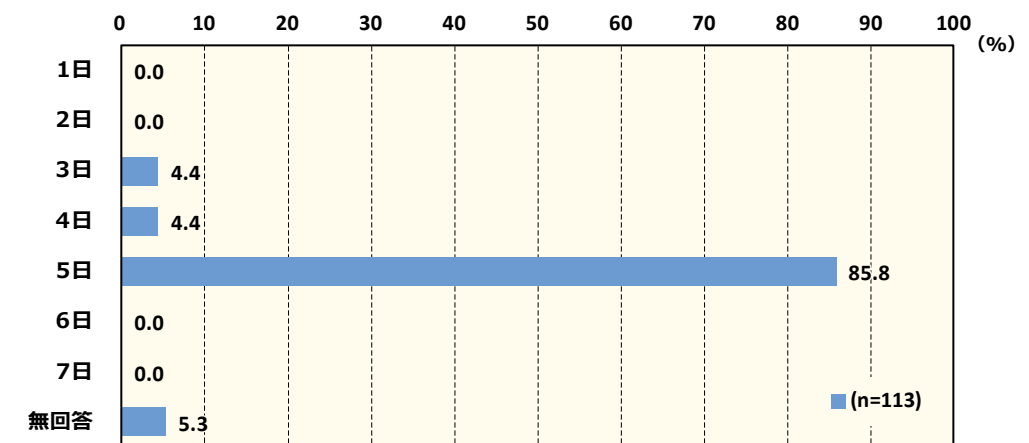
小学生児童

今後の利用意向では、平日に「利用したい」は 37.5%となっています。土曜日の利用を希望しているのは 20.9%で、長期の休暇期間中の利用を希望しているのは 48.8%となっています。

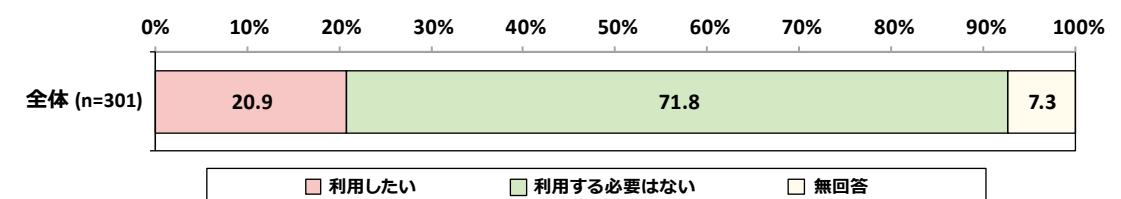
(1) 平日



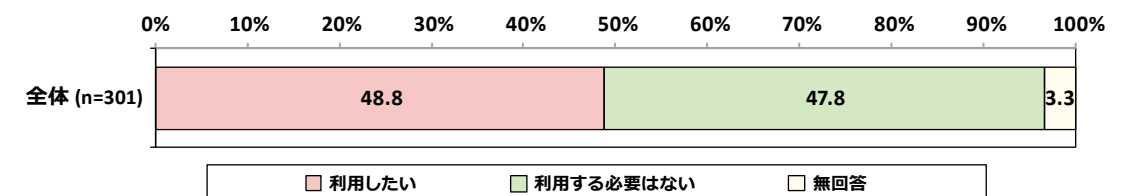
【週当たり利用日数】



(2) 土曜日



(3) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中について



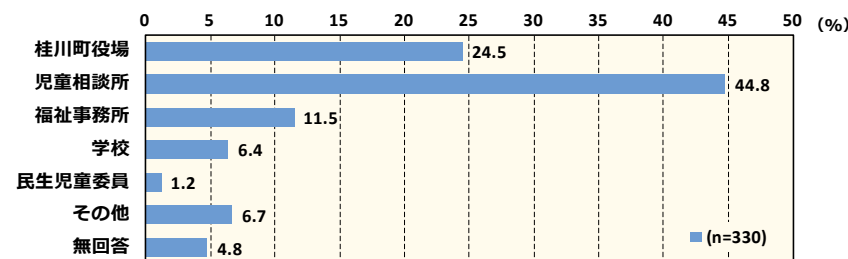
児童虐待について

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通報、相談先については、「就学前」「小学生」とも、「児童相談所」が最も高いものの、2位は「就学前」で「桂川町役場」、小学生で「学校」となっています。

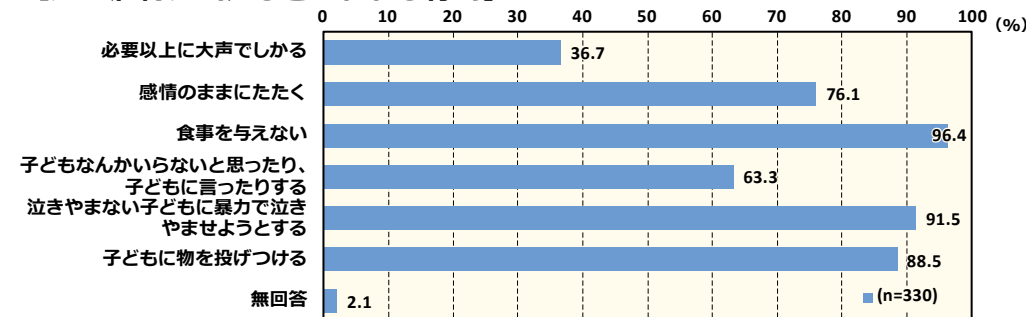
「どのような行為が児童虐待にあたると思いますか」という質問に対しては、「就学前」「小学生」とも、「食事を与えない」、「泣きやまない子どもに暴力で泣きやませようとする」、「子どもに物を投げつける」が上位を占めています。

就学前兒童

【児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報・相談先】

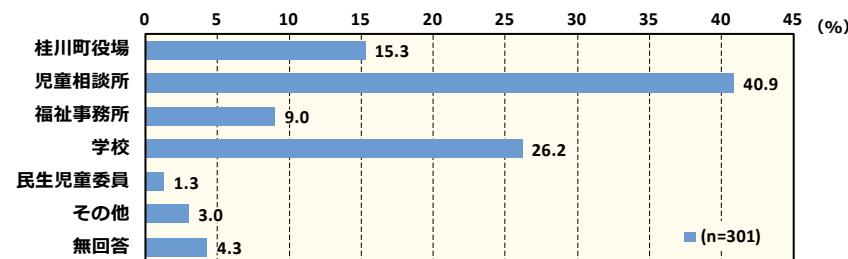


【児童虐待に当たると思われる行為】

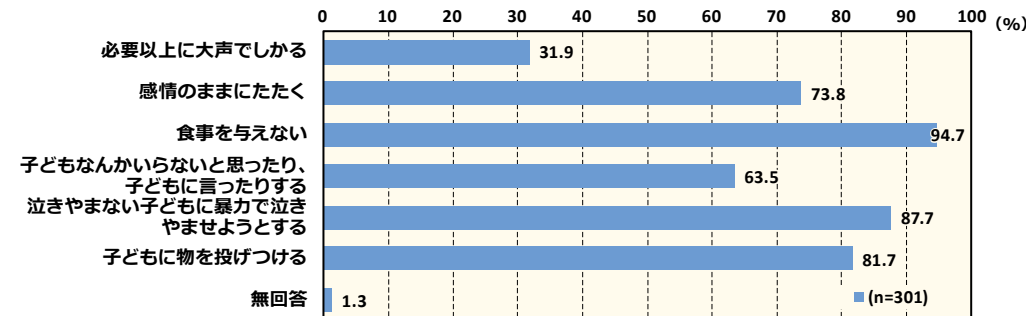


小学生児童

【児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報・相談先】



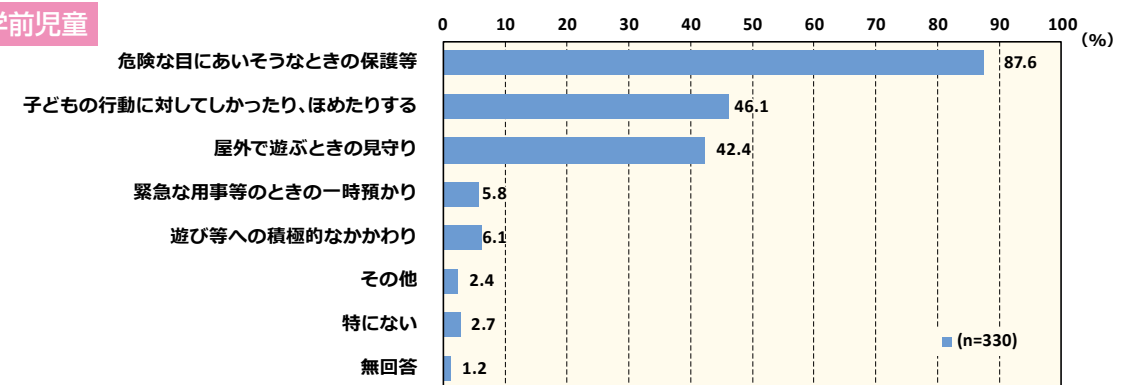
【児童虐待に当たるとと思われる行為】



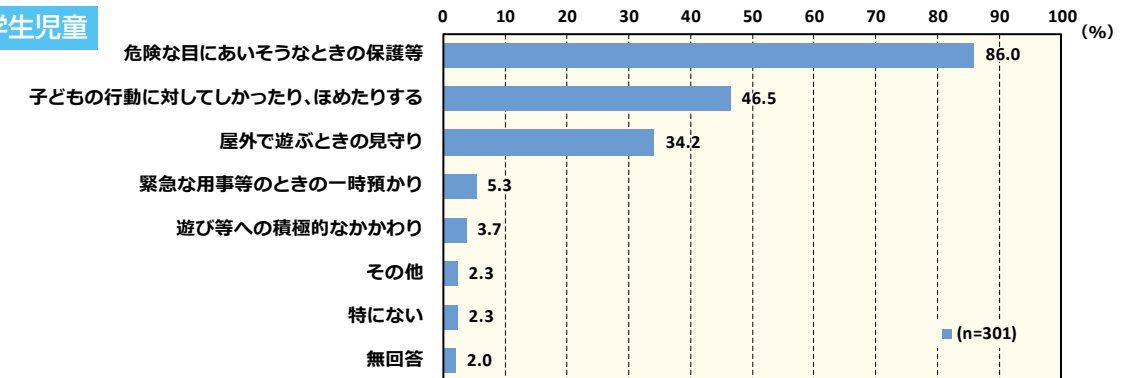
地域の支援について

地域に望む子育て支援については、「就学前」「小学生」とともに、「危険な目にあいそうな時の保護等」、「子どもの行動に対してしかったり、ほめたりする」、「屋外で遊ぶ時の見守り」が上位占め、子どもの安全に対する支援が望まれています。

就学前兒童



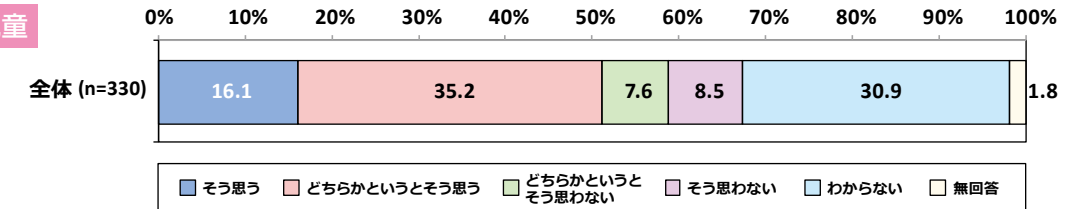
小学生兒童



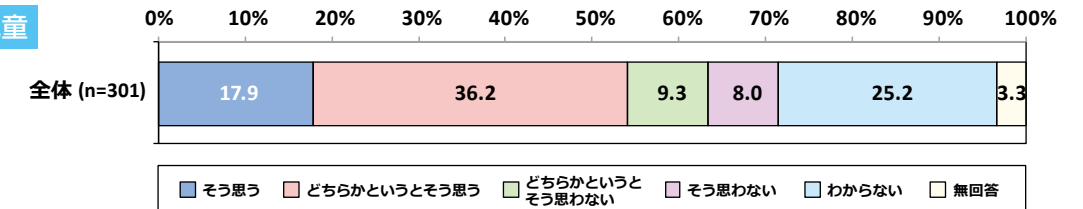
子育てに対する桂川町への評価

「桂川町は子育てしやすいまちだと思いますか」との質問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」を含めて「就学前」「小学生」ともに半数以上が「子育てしやすい」と思っています。

就学前兒童



小学生兒童



子ども・子育て支援 新制度について

参 考 資 料



子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支
援の充実

子ども・子育て関連3法

◆3法とは

子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部改正法・子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

◆3法の趣旨

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)
- 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズにも基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与(市町村等における設置は努力義務)